

第 1 部 風水害対策の方針

第 1 章 風水害対策の目的

本対策は、東京都が定めた風水害対策のうち、区と防災機関の風水害対策の推進を目的とした実施方針を定め、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

第2章 風水害対策の基本的考え方

第1節 洪水被害の種類

河川を流れる水を「外水」、降雨により市街地に貯まった水を「内水」という。洪水被害は、発生メカニズムの違いにより「外水氾濫」と「内水氾濫」の2つに分けられる。

(1) 外水氾濫

外水氾濫とは、川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって川の堤防が破堤した場合等に起こる洪水のことをいう。外水氾濫の場合には、大量の高速氾濫流が一気に市街地に流入し短時間で住宅等の浸水被害が起こるため、人的な被害が起きる場合が多い。

(2) 内水氾濫

内水氾濫とは、市街地に降った雨が雨水処理能力を超える、あるいは河川の水位が上昇することで排水できないことにより水が溢れることで発生する洪水のことをいう。内水氾濫では、マンホールからの雨水逆流などの現象が見られる。

第2節 洪水被害対策の方針

1 本区における洪水被害の特徴

本区において外水氾濫が発生する可能性のある河川は荒川水系である。荒川流域で200年に1回程度発生が予想される大雨が降り、荒川の下流域で堤防が決壊した場合を想定した浸水想定区域図によると、本区の一部地区で浸水被害の発生が予想されている。ただし、荒川からの外水氾濫については、本区において洪水被害が発生するまでに一定程度の時間がかかると考えられる。また、内水氾濫より発生頻度が小さい。

一方、内水氾濫については、神田川などの中小河川が近接していることに加え、近年、1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることから、都市型水害が発生する可能性が高まっている。また、本区内には地下空間が多く存在することから、被害の拡大が懸念される。平成25年3月に区が作成した「大手町・丸の内・有楽町地区の震災・水害時の避難施設及び浸水想定区域に関する調査業務 報告書」によれば、地下空間への出入口部の標高値は低い箇所が多く、内水氾濫が発生した際の危険度が大きい。

これらより、発生頻度や被害規模の点から見て、内水氾濫についてより一層の警戒が求められる。本区における洪水被害対策としては、内水氾濫への対策を重点的に行うことが必要である。



出典：大手町・丸の内・有楽町地区の震災・水害時の避難施設
 及び浸水想定区域に関する調査業務報告書（平成25年3月）
 地下空間への出入口部の標高値

2 洪水被害への対応方針

(1) 情報の収集・分析及び情報の提供

国、都、防災関係機関等と緊密な連携をとり、情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて速やかに区民等に情報を提供する。

(2) 避難計画等

避難等が必要な状況にあると認められる場合、区長は気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令して区民等に立ち退き避難を求める。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、区長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった。このため、洪水被害の状況や時間（夜間等）の状況に応じて、屋内退避（堅牢な建物の上階へ移動（垂直避難））することも含めて、避難勧告等の発令を行う。

なお、事前避難を必要とする災害時要援護者については、洪水の被害が迫る前に、積極的に自主避難するよう指導する。

避難計画等の詳細については、風水害対策編 第4部第9章に示す。